

ケミトックス 環境ニュース (Vol. 21)

施行された EU の RoHS 指令のその後

2009 年 11 月 26 日
株式会社ケミトックス
中山紘一
高橋珠江

アメリカの消費者製品安全改善法が成立の背景とは？

アメリカで、2008 年 8 月 14 日に第 HR4040 号連邦法案「消費者製品安全性改善法 (CPSIA)」が成立し、12 歳以下の子供向け製品を対象とし、「鉛」および「フタル酸エステル」の使用を規制することになりました。

法案の施行は、2009 年 2 月 10 日より第三者試験機関での検査が必要とされていましたが、1 年延長して 2010 年 2 月 10 日とすることを公表しました。

第三者の試験を義務付けるこの法案は、それなりの準備体制が必要で、その準備時間が必要なための措置ではないかと思います。

前回は、アメリカ版 RoHS が連邦法で策定されることを紹介しました。今回、紹介する法案も連邦法に関するものです。アメリカは、連邦法で全て規制をするのではなく、州法によって規制する法律もあり、日本のように一枚岩ではありません。州法で規制すれば十分であれば、他の州まで規制の対象とならないケースが多くあります。

ホルマリン(ホルムアルデヒド)規制がカリフォルニア州のカリフォルニア大気資源委員会にて制定されました。複合木材製品からホルムアルデヒド放散量を規制する州法 (Regulation of Formaldehyde Emission from Composite Wood)が、2009 年 1 月 1 日から段階的に導入されることになり、2012 年に完全導入をする計画となっています。これはカリフォルニア州だけに適用される環境法規制です。今回、紹介する規制は州法ではなく、連邦法の改正に関するものです。

消費者製品安全法 (CPSA=Consumer Product Safety Act)は既に存在していて、消費者が使用する製品の安全について目を光らせていた法律です。この CPSA があるために製品で安全性に問題があると消費者製品安全委員会(CPSC=Consumer Product Safety Commission)がリコールの対象となった製品を公表して、回収を促し、事故が発生しないように注意を喚起する制度となっています。CPSC は 1972 年 10 月 27 日に設立されました。



CPSC のマーク

アメリカは海外から数多くの製品を輸入して使用しています。大きなアメリカ市場に向けて各国から製品が輸出されます。

その輸入された製品で品質的に問題がなければ良いのですが、時として品質のみならず安全性に問題となる製品がでてきます。

2007年の夏にアメリカで大きな問題が発生しました。子供が使用するペンダントなどのアクセサリーや玩具から基準以上の「鉛」が検出され、その数も大変な数となりました。当然ながら CPSC はリコールの対象として公表しました。

その具体的な数値を 2007 年の例にとって紹介しましょう。この年は、リコールの対象となった製品の件数は全米で 408 件でした。その内、231 件が幼児用製品で発生しています。231 件の内訳を紹介しますと図1のようになります。約 60%が玩具と装身具がリコールの対象となりました。幼児は自分で安全であるかの判断ができませんので、幼児が使用するアクセサリーや玩具に関しては、両親は目を光らせて安全性を確認しておくことが重要になります。

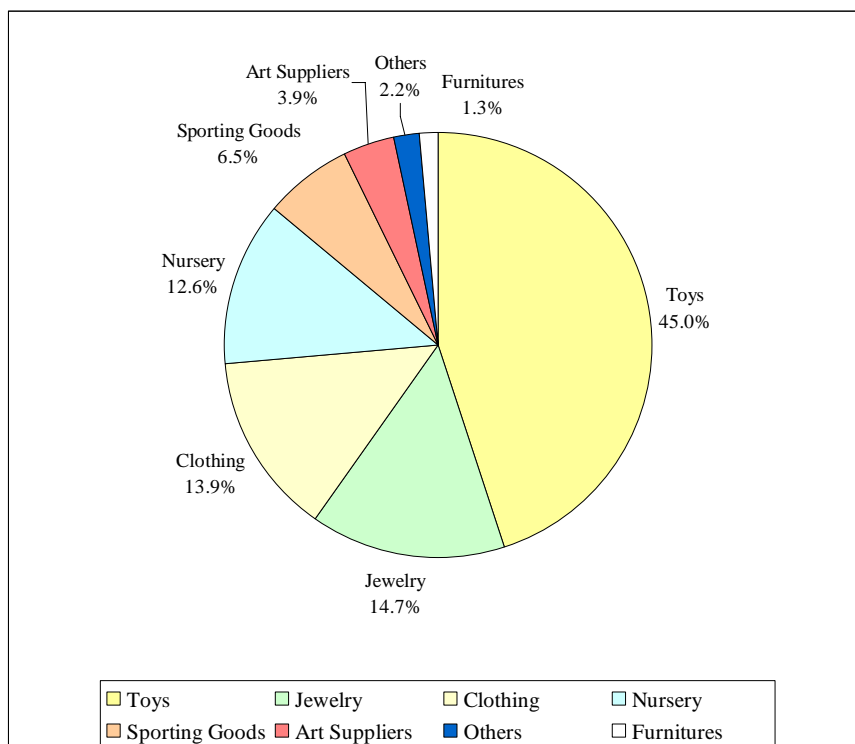


図 1 CPSC で 2007 年に公表された幼児用製品のリコール内訳

2007年の夏に相次いで発生したリコールは、実は、この幼児向け製品で守られていなかったのです。2007年に発生した「鉛」問題のリコール対象は105件でした。その内、102件が中国製品による鉛問題でした。余りにもリコールが発生するためにアメリカ内で問題となり、CPSA法の見直しとなり、その改善された法案がCPSIA法となりました。

アメリカは、今まで環境対応に対して欧州に比較すると大きな温度差がありましたが、政権の交代により大きな舵取りをし、環境対策に力を移そうとしている点が伺えます。連邦法を改訂して予算を増やし、人的増強も計画されています。大きな流れが変わろうとしているアメリカです。RoHS指令の波及効果の一つではないかと思い、今回その一例を紹介しました。

参考資料

1. CPSC ホームページ

<http://www.cpsc.gov/>

- 2 CPSC (リコールと製品安全ニュース)

<http://www.cpsc.gov/cpsc/pub/prerel/prerel.html>